総社市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第40号

総社市火災予防条例の一部を改正する条例

総社市火災予防条例(平成17年総社市条例第214号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

				1					
	改	正	後		改	正	前		

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。

2 略

(設置の免除)

- 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器 又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。
- (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>種別が1種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。

2 略

(設置の免除)

- 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器 又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。
- (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

改 正 後	改 正 前
$(2)\sim(5)$ 略	(2)~(5) 略
(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定	
小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされ	
る防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成2	
0年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基	
準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。	
<u>(7)</u> 略	<u>(6)</u> 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。